

川俣小学校いじめ防止基本方針

川俣町立川俣小学校

1 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

① いじめの定義の理解

ア 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（第2条：定義）

② いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの

③ どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るもの

④ 教師はいじめを絶対に許さず、弱い立場にある者を守り抜く存在

(2) 未然防止

① 友人、教職員との信頼関係の構築と人間関係、学級・学校の支持的風土の醸成

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育、特別活動等の充実

イ 読書活動、異学年交流等の体験活動の推進による社会性やコミュニケーション能力の育成

ウ インターネット等、いじめ等を生まない情報モラル教育の推進

② 一人一人を大切にしたい分かりやすい日々の授業づくり

③ 生徒指導の機能を生かした活動の充実と規範意識、自尊感情、自己有用感、自己肯定感の育成

④ 児童のいじめについての学びとその指導

ア いじめられている側にも問題がある、大人に言いつけるのは卑怯である、いじめを見ているだけなら問題はない、などの考えが誤りであることの指導

イ いじめの態様の例

○ 冷やかしかからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる

○ 仲間はずれ、集団による無視

○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

○ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたりする

○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる

○ SNS等で誹謗中傷される

⑤ いじめ防止等に関する教職員の研修といじめを生まない学級経営等ができる資質・能力の向上

2 早期発見・早期対応、措置

(1) 日常におけるささいな兆候の積極的な認知

① いじめは、大人の目につきにくい時間や場所、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の保持

② 日常における児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない姿勢と察知するアンテナの高さ

③ 休み時間等における児童との会話、生活ノート、日記指導等における悩みの把握

(2) 定期的なアンケート調査、教育相談

① 交友関係調査及びいじめ調査の実施と実態把握、対応

② 児童との教育相談、保護者との個別懇談における相談体制の整備、充実

③ 家庭との連携、支援

④ SC、SSWとの面談

(3) 教職員による情報の共有化

① 生徒指導協議会や日常における教職員相互による児童についての情報交換、情報の共有化の確立

(4) 組織を生かした早期対応、措置（※いじめ・重大事態発生時の対応フローチャート参照）

① いじめと疑われる行為を発見した場合のその場でその行為の制止、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全の確保と管理職、生徒指導部、学年部への報告、連絡

- いじめを訴えてきた児童がいた場合は管理職に報告し、初期対応を協議
- ② 発見・通報を受けた教職員は一人または特定の教職員で抱え込まず、すぐに「いじめ対策委員会（校内いじめ対策委員会）」に情報提供（いじめに関する報告書提出）
 - ③ 別紙いじめに関する報告書等を基にいじめ対策委員会（校内いじめ対策委員会）を開催し、いじめの事実関係等についての調査を行い、いじめの事実の有無の確認と指導
 - ④ 設置者への報告、被害・加害児童保護者への家庭訪問等による事実の報告、支援、相談・連携
 - ⑤ いじめ解決のための被害・加害児童、他の児童との関係の修復と好ましい集団づくりの推進（いじめを受けた児童への共感的対応、継続的なケアといじめを行った児童への教育的配慮のもと、毅然とした態度による継続的な指導・支援）
 - ⑥ いじめは、謝罪をもって安易に解消することはできず、解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - いじめに係る行為が止んでいること。（被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。）
 - 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめが再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。）

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等の対策のための組織名称「いじめ対策委員会（校内いじめ対策委員会）」
- (2) いじめ対策委員会（校内いじめ対策委員会）のいじめ問題に取り組むに当たっての中核的な役割
 - ① いじめの相談、通報窓口としての役割
 - ② いじめの疑いに関する情報及び問題行動に関する情報の収集、共有
 - ③ いじめの事実関係の聴取、指導支援の体制・対応の方針決定、保護者との連携の推進
- (3) いじめ対策委員会（校内いじめ対策委員会）の構成者（原則として）
（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年担任、養護教諭）S C、S S W、保護者代表

4 いじめの重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
児童がいじめを受け、生命の安全が脅かされ、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる次のような場合である。
 - ① 児童が自殺を図った場合
 - ② 児童が身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 児童が精神性の疾患等を発症した場合
 - ⑤ 児童が相当の期間（30日以上）の欠席を余儀なくされた場合、ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、相当期間にかかわらず、迅速に調査する。
 - ⑥ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合
- (2) 重大事態への対応（※いじめ・重大事態発生時の対応フローチャート参照）
 - ① 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに川俣町教育委員会に報告
 - ② いじめ対策委員会による重大事態に係る事実関係の調査、川俣町教育委員会への報告
 - ③ いじめを受けた児童・保護者への援助と必要な情報の提供
 - ④ いじめを加えた児童・保護者への指導と支援

5 地域・家庭・関係諸機関との連携

- (1) 保護者、学校運営協議会等に対するいじめ防止の取組状況等についての学校評価
- (2) P T A総会、教育懇談会におけるいじめ防止等についての情報発信と連携協力
- (3) 関係諸機関との連携の強化
 - ① 町教育委員会へのいじめ認知の報告と連携した迅速な対応
 - ② 犯罪性の高い事例等の警察への通報、適切な協力連携
 - ③ 児童福祉に関わる事例等の児童相談所への通報と、適切な協力連携